

〇いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について（平成18年4月14日付け国官総第33号、国官会第64号、国地契第1号、国官技第8号、国営計第6号、国総入企第2号）（抄）

改 正 後	現 行
各地方整備局長 あて 官房長 総合政策局長 いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について	各地方整備局長 あて 官房長 総合政策局長 いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について
昨今、大規模工事において低入札価格調査制度調査対象工事の増加傾向が見受けられるが、いわゆるダンピング受注については、公共工事の品質の確保に支障を及ぼしかねないだけでなく、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるものであり、国民の安心・安全の確保や建設業の健全な発展を阻害するものである。このことから、「品質の確保等を図るための著しい低価格による受注への対応について」（平成15年2月10日付け国官総第598号、国官会第2220号、国地契第83号、国官技第289号、国営計第157号、国総入企第47号）に定められた措置等に加え、今後、下記のとおり、主に大規模工事を中心として、低入札価格調査制度対象工事に対する対策を実施することとしたので遺漏のないよう措置されたい。	昨今、大規模工事において低入札価格調査制度調査対象工事の増加傾向が見受けられるが、いわゆるダンピング受注については、公共工事の品質の確保に支障を及ぼしかねないだけでなく、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるものであり、国民の安心・安全の確保や建設業の健全な発展を阻害するものである。このことから、「品質の確保等を図るための著しい低価格による受注への対応について」（平成15年2月10日付け国官総第598号、国官会第2220号、国地契第83号、国官技第289号、国営計第157号、国総入企第47号）に定められた措置等に加え、今後、下記のとおり、主に大規模工事を中心として、低入札価格調査制度対象工事に対する対策を実施することとしたので遺漏のないよう措置されたい。

記

記

第1 適正な施工の確保の徹底

1. 低入札価格調査制度調査対象工事に係る重点調査の対象拡大及び調査結果のホームページにおける公表

「低入札価格調査制度対象工事に係る重点調査の試行について」（平成12年12月12日付け建設省会発第773号、建設省厚契発第44号、建設省技調発第193号、建設省営計発第159号。以下「重点調査試行通知」という。）に基づき試行している重点調査について、予定価格1億円以上の低入札価格調査制度調査対象工事は全て当該重点調査を実施し、

第1 適正な施工の確保の徹底

1. 低入札価格調査制度調査対象工事に係る重点調査の対象拡大及び調査結果のホームページにおける公表

「低入札価格調査制度対象工事に係る重点調査の試行について」（平成12年12月12日付け建設省会発第773号、建設省厚契発第44号、建設省技調発第193号、建設省営計発第159号。以下「重点調査試行通知」という。）に基づき試行している重点調査について、予定価格2億円以上の低入札価格調査制度調査対象工事は全て当該重点調査を実施し、

調査結果については各地方整備局ホームページにおいて公表することとする。また、予定価格1億円未満の場合においても積極的に試行するものとする。

2. 下請業者への適正な支払確認等のための立入調査の強化等

地方整備局等の建設業担当部局等は、一般競争入札における低入札価格調査制度調査対象工事を中心に、下請業者も含め緊急立入調査を実施し、契約の締結状況、下請代金の支払い状況等について、より詳細な実態把握を行うとともに、必要に応じてフォローアップのための追加調査を行うこととする。

また、調査の結果、改善が必要な場合には、建設業法に基づく勧告、監督処分等の措置を講じるほか、必要に応じて関係機関への通報を行うものとする。

なお、建設業法に基づく監督処分が行われた場合には、これと連動して、発注部局においても指名停止等の措置を実施することとする。

3. 工事コスト調査の内訳の公表

国土交通省直轄工事における工事コスト調査については、低入札価格調査制度調査対象工事において、「工事コスト調査について」（平成14年2月12日付け国地契第54号、国官技第316号、国営計第189号）及び「工事コスト等調査について」（平成14年2月12日付け国港管第1135号、国港建第256号）により措置されているところであるが、工事施工後に行う工事コスト調査の内訳及び上記低入札価格調査制度調査対象工事に係る重点調査における資料等との整合性などについての分析結果を各地方整備局ホームページにおいて公表することとする。

4. 発注者の監督・検査等の強化

予定価格1億円以上の低入札価格調査制度調査対象工事について、モニターカメラを工事現場に設置し、監督業務において補助的に活用することにより、工事全体の施工状況を把握することとする。また、発注者の指定する不可視部分の出来高管理を、受注者がビデオ撮影により行い、検査時等において発注者に提出することを契約上義務付けることとする。

「政府調達に関する協定」（平成7年条約第23号）の適用を受ける工事における低入札価格調査制度調査対象工事については、契約図書に示された施工プロセスで施工管理が適切に行われているかを発注者が常時確認し、工事成績評定にも反映させることとする。

5. 受注者側技術者の増員の対象拡大

「品質の確保等を図るための著しい低価格による受注への対応について」（平成15年2月10日付け国官総第598号、国官会第2220号、国地契第83号、国官技第289号、国営計第157号、国総入企第47号）第2の1.①に規定する要件については、予定価格1億円以上の工事の場合には、「70点未満の工事成績評定を通知された企業」を要件

調査結果については各地方整備局ホームページにおいて公表することとする。また、予定価格2億円未満の場合においても積極的に試行するものとする。

2. 下請業者への適正な支払確認等のための立入調査の強化等

地方整備局等の建設業担当部局等は、一般競争入札における低入札価格調査制度調査対象工事を中心に、下請業者も含め緊急立入調査を実施し、契約の締結状況、下請代金の支払い状況等について、より詳細な実態把握を行うとともに、必要に応じてフォローアップのための追加調査を行うこととする。

また、調査の結果、改善が必要な場合には、建設業法に基づく勧告、監督処分等の措置を講じるほか、必要に応じて関係機関への通報を行うものとする。

なお、建設業法に基づく監督処分が行われた場合には、これと連動して、発注部局においても指名停止等の措置を実施することとする。

3. 工事コスト調査の内訳の公表

国土交通省直轄工事における工事コスト調査については、低入札価格調査制度調査対象工事において、「工事コスト調査について」（平成14年2月12日付け国地契第54号、国官技第316号、国営計第189号）及び「工事コスト等調査について」（平成14年2月12日付け国港管第1135号、国港建第256号）により措置されているところであるが、工事施工後に行う工事コスト調査の内訳及び上記低入札価格調査制度調査対象工事に係る重点調査における資料等との整合性などについての分析結果を各地方整備局ホームページにおいて公表することとする。

4. 発注者の監督・検査等の強化

予定価格2億円以上の低入札価格調査制度調査対象工事について、モニターカメラを工事現場に設置し、監督業務において補助的に活用することにより、工事全体の施工状況を把握することとする。また、発注者の指定する不可視部分の出来高管理を、受注者がビデオ撮影により行い、検査時等において発注者に提出することを契約上義務付けることとする。

「政府調達に関する協定」（平成7年条約第23号）の適用を受ける工事における低入札価格調査制度調査対象工事については、契約図書に示された施工プロセスで施工管理が適切に行われているかを発注者が常時確認し、工事成績評定にも反映させることとする。

5. 受注者側技術者の増員の対象拡大

「品質の確保等を図るための著しい低価格による受注への対応について」（平成15年2月10日付け国官総第598号、国官会第2220号、国地契第83号、国官技第289号、国営計第157号、国総入企第47号）第2の1.①に規定する要件については、予定価格2億円以上の工事の場合には、「70点未満の工事成績評定を通知された企業」を要件

とし、対象を拡大することとする。

6. 指名停止措置の強化

低入札価格調査制度調査対象工事において、粗雑工事が生じた場合は、指名停止期間につき最低限3カ月とするための指名停止措置運用基準の改正を行うこととする。

第2 適正な競争環境の整備

1. 前工事の単価による後工事の試算

大規模工事における国庫債務負担行為の設定を再検討し、可能な限り分割発注を行わないよう事業計画を設定することとする。

また、前工事と後工事の関係にある工事のうち、「政府調達に関する協定」の適用を受ける前工事が、低入札価格調査制度調査対象となった場合については、前工事で単価等の合意を行い、後工事に係る随意契約を行う場合は、前工事において合意した単価等を後工事の試算で使用するものとし、その旨を入札説明書等で明記するものとする。

第3 ダンピング受注対策地方協議会の開催

地方整備局の管轄区域を基本として、地方整備局の発注部局及び建設業担当部局が中心となって、管内都道府県、政令市等から設置されている、ダンピング受注対策地方協議会を本年度早期に開催し、低入札価格調査等に係る情報（落札率、受注業者名、施工状況等）の集約を行うとともに、必要な取り組みについて、意見交換を行うこととする。

とし、対象を拡大することとする。

6. 指名停止措置の強化

低入札価格調査制度調査対象工事において、粗雑工事が生じた場合は、指名停止期間につき最低限3カ月とするための指名停止措置運用基準の改正を行うこととする。

第2 適正な競争環境の整備

1. 前工事の単価による後工事の試算

大規模工事における国庫債務負担行為の設定を再検討し、可能な限り分割発注を行わないよう事業計画を設定することとする。

また、前工事と後工事の関係にある工事のうち、「政府調達に関する協定」の適用を受ける前工事が、低入札価格調査制度調査対象となった場合については、前工事で単価等の合意を行い、後工事に係る随意契約を行う場合は、前工事において合意した単価等を後工事の試算で使用するものとし、その旨を入札説明書等で明記するものとする。

第3 ダンピング受注対策地方協議会の開催

地方整備局の管轄区域を基本として、地方整備局の発注部局及び建設業担当部局が中心となって、管内都道府県、政令市等から設置されている、ダンピング受注対策地方協議会を本年度早期に開催し、低入札価格調査等に係る情報（落札率、受注業者名、施工状況等）の集約を行うとともに、必要な取り組みについて、意見交換を行うこととする。

○緊急公共工事品質確保対策について（平成18年12月8日付け国官総第610号、国官会第1334号、国地契第71号、国官技第242号、国営計第121号、国総入企第46号）（抄）

改 正 後	現 行
各地方整備局長 あて 官 房 長 総合政策局長 緊急公共工事品質確保対策について 公共工事において極端な低価格による受注が行われた場合、工事品質の確保に支障を及ぼしかねないだけでなく、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等の悪影響が懸念される。 このため、先般、主に大規模工事の施工段階における監督・検査、立入調査等の強化を中心とした「いわゆるダレンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について」（平成18年4月14日付け国官総第33号、国官会第64号、国地契第1号、国官技第8号、国営計第6号、国総入企第2号）を通知したところであるが、依然として低価格による入札案件が高水準で推移しており、国民の安全・安心に直結する公共工事の品質確保に支障が及ぶおそれが一層高まっていることから、今般、下記のとおり、入札段階を中心とした新たな対策を緊急的に実施することとしたので遺漏のないよう措置されたい。なお、詳細については、別に通知するところによるものとする。 記 1 総合評価格付方式の拡充（施工体制の確立を行う方式の試行実施） 原則として、予定価格が1億円以上の工事を対象に、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況に及び、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを評価して技術評価点を付与する新たな総合評価格付	各地方整備局長 あて 官 房 長 総合政策局長 緊急公共工事品質確保対策について 公共工事において極端な低価格による受注が行われた場合、工事品質の確保に支障を及ぼしかねないだけでなく、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等の悪影響が懸念される。 このため、先般、主に大規模工事の施工段階における監督・検査、立入調査等の強化を中心とした「いわゆるダレンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について」（平成18年4月14日付け国官総第33号、国官会第64号、国地契第1号、国官技第8号、国営計第6号、国総入企第2号）を通知したところであるが、依然として低価格による入札案件が高水準で推移しており、国民の安全・安心に直結する公共工事の品質確保に支障が及ぶおそれが一層高まっていることから、今般、下記のとおり、入札段階を中心とした新たな対策を緊急的に実施することとしたので遺漏のないよう措置されたい。なお、詳細については、別に通知するところによるものとする。 記 1 総合評価格付方式の拡充（施工体制の確立を行う方式の試行実施） 原則として、予定価格が2億円以上の一般土木工事、鋼橋上部工事、ブレストレス・コンクリート工事及び港湾空港等工事を対象に、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況に及び、入札説明書等に記載された要求要件

方式を試行的に導入することとする。なお、その他の工事についても試行できるものとする。

また、施工体制の確認を行う総合評価格別方式の試行に当たっては、技術提案加算点の配点を定めることにより、企業の技術力等価格以外要素が十分に評価されるようにするものとする。

2 品質確保がされないおそれがある場合の具体化（特別重点調査の試行実施）

予定価格1億円以上の工事において、予算決算及び会計令第86条の調査対象者のうち各費目毎の積算が別に定める基準を下回る者を対象に、入札参加者が作成した工事費内訳書が、品質の確保がされないおそれがある極端な低価格での資材・機械・労務の調達を見込んでいないか、品質管理体制、安全管理体制が確保されないおそれがないかなどを厳格に調査する特別重点調査を試行することとする。なお、1億円未満の工事についても、試行できるものとする。

品質が確保された取引実績を過去の契約書等で証明できない場合、交通誘導員の確保や品質確保に関する各種試験等に要する費用・体制を見込んでいない場合など、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合をあらかじめ具体化しておき、調査の結果、これらに該当すると認める場合は、会計法第29条の6ただし書の規定により次順位者を契約の相手方とするものとする。

なお、従来から行ってきた重点調査は、特別重点調査を試行実施する間は、原則として、これを行わないものとする。

3 一般競争参加資格として必要な同種工事の実績要件の緩和

一般競争入札の参加資格の一つとして入札参加企業及び配置予定の技術者に求められる過去の同種工事の施工実績は、「「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針」（平成8年6月17日事務次官等会議申合せ）記1（2）（ロ）①において、少なくとも10年とするとされているところであるが、実績づくりのために無理な低入札を行わなくてもすむよう、当面、地域の特性を踏まえつつ、実績として認める対象期間が延伸されるよう措置するものとする。

4 「入札ボンド」の導入対象拡大

下請業者への不当なしわ寄せやそれに伴う手抜き工事につながりかねない無理な低価格受注が、市場の与信審査機能を通じて的確に排除されるよう、現行、予定価格が7億9千万円以上の工事では試行導入している「入札ボンド」について、地方公共団体等における導入状況を踏まえた対象拡大を図るものとする。

5 公正取引委員会との連携強化

を確実に実現できるかどうかを評価して技術評価点を付与する新たな総合評価格別方式を試行的に導入することとする。なお、その他の工事についても試行できるものとする。

また、施工体制の確認を行う総合評価格別方式の試行に当たっては、技術提案加算点の配点を定めることにより、企業の技術力等価格以外要素が十分に評価されるようにするものとする。

2 品質確保がされないおそれがある場合の具体化（特別重点調査の試行実施）

予定価格2億円以上の工事において、予算決算及び会計令第86条の調査対象者のうち各費目毎の積算が別に定める基準を下回る者を対象に、入札参加者が作成した工事費内訳書が、品質の確保がされないおそれがある極端な低価格での資材・機械・労務の調達を見込んでいないか、品質管理体制、安全管理体制が確保されないおそれがないかなどを厳格に調査する特別重点調査を試行することとする。なお、2億円未満の工事についても、試行できるものとする。

品質が確保された取引実績を過去の契約書等で証明できない場合、交通誘導員の確保や品質確保に関する各種試験等に要する費用・体制を見込んでいない場合など、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合をあらかじめ具体化しておき、調査の結果、これらに該当すると認める場合は、会計法第29条の6ただし書の規定により次順位者を契約の相手方とするものとする。

なお、従来から行ってきた重点調査は、特別重点調査を試行実施する間は、原則として、これを行わないものとする。

3 一般競争参加資格として必要な同種工事の実績要件の緩和

一般競争入札の参加資格の一つとして入札参加企業及び配置予定の技術者に求められる過去の同種工事の施工実績は、「「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針」（平成8年6月17日事務次官等会議申合せ）記1（2）（ロ）①において、少なくとも10年とするとされているところであるが、実績づくりのために無理な低入札を行わなくてもすむよう、当面、地域の特性を踏まえつつ、実績として認める対象期間が延伸されるよう措置するものとする。

4 「入札ボンド」の導入対象拡大

下請業者への不当なしわ寄せやそれに伴う手抜き工事につながりかねない無理な低価格受注が、市場の与信審査機能を通じて的確に排除されるよう、現行、予定価格が7億2千万円以上の工事では試行導入している「入札ボンド」について、地方公共団体等における導入状況を踏まえた対象拡大を図るものとする。

5 公正取引委員会との連携強化

独占禁止法違反行為である不当廉売に該当するような受注活動や、元請業者としての優越的地位の濫用に該当するような下請取引の排除を徹底するため、本省において公正取引委員会との連絡会議を開催するほか、公正取引委員会に対し、低価格入札情報等を通報するものとする。

6 予定価格の的確な見直し
最近の平均的な落札率の低下を踏まえ、実態調査の結果を迅速かつ的確に予定価格（積算基準）に反映させるための措置を講じるものとする。

独占禁止法違反行為である不当廉売に該当するような受注活動や、元請業者としての優越的地位の濫用に該当するような下請取引の排除を徹底するため、本省において公正取引委員会との連絡会議を開催するほか、公正取引委員会に対し、低価格入札情報等を通報するものとする。

6 予定価格の的確な見直し
最近の平均的な落札率の低下を踏まえ、実態調査の結果を迅速かつ的確に予定価格（積算基準）に反映させるための措置を講じるものとする。